

検討事項及び検討の進め方について（案）

< 2つの検討会の関係について >

○ 期限

犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会（「検討会①」）

… 3年

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会（「検討会②」）

… 2年

○ 2つの検討会の関係

検討会②の論点は、検討会①の論点に含まれている。

しかし、犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担については、第2次基本計画策定時に具体的な議論がなされていることや、専門的な検討を要することなどを踏まえ、その検討については検討会②に委ねる。

検討会①は、検討会②の検討結果を検討会①における心理療法の費用の公費負担部分に係る検討結果として取り入れるなど、検討会②の結論を尊重する。

○ 当面の進め方

- ・ 犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担については、第一義的には検討会②において検討することとする。
- ・ 各検討会において、事務局からもう一方の検討会における検討状況につき報告を行うなどし、連携を図りながら検討を進める。